

令和元年 12 月 3 日

保護者 各位

みやじま幼稚園・みなと幼稚園園長

今冬のインフルエンザ

(感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルス含む) 総合対策について

今冬のインフルエンザ及び感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルス対策につきまして、下記の通りにお知らせします。

1. インフルエンザに感染してしまったら (インフルエンザ以外の感染症も同様です)

医師の指示に従うとともに、学年・学級閉鎖中であっても感染症だと診断された場合、即時に園へ電話連絡してください。(例：熱があるということで欠席していたが、診察の結果インフルエンザと分かった。)

<園では毎日インフルエンザ等感染症の把握をし、必要に応じて学級閉鎖や学年閉鎖の措置及びその延長を決断し、指定機関に報告するため。>

2. 「インフルエンザ罹患に伴う証明書」「登園許可証明書」について

① インフルエンザの場合

医療機関に「インフルエンザ罹患証明書・インフルエンザ経過報告書(保護者記入)」を持参し、「インフルエンザ罹患証明書」欄に必要事項を記入・押印してもらってください。また、保護者は「インフルエンザ経過報告書(保護者記入)」欄に発症日から日時、午前・午後の体温を毎日記入し、その後、平熱となった日(解熱0日目)に〇印を記入し、園へ提出してください。

② インフルエンザ以外の感染症の場合

医療機関に「登園許可証明書」に必要事項を記入してもらい園へ提出してください。

なお、「登園許可証明書」を受け取られたら、即時に園へ電話連絡してください。その際、証明書に「登園しても支障がない日」が何日からと記入されているかも併せてお伝えください。

3. 登園可能日

① インフルエンザの場合

当園では、「発症した日を0日として、そこから5日間(計6日間)を経過」し、かつ、平熱となった日を解熱0日目とし、そこから平熱で過ごせる日を4日間(計5日間)経過した翌日から登園が可能です。

例：12月1日に発症し、平熱となった日が12月5日であった場合、12月5日が解熱0日目となりますので、「平熱となった月日+5日」の日(12月5日+5日=12月10日)の12月10日から登園が可能です。

<学校保健安全法施行規則では、インフルエンザ(鳥インフルエンザ《H5N1》を除く)の出席停止期間は「発症した後《発熱の翌日を1日目として》5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで」となっています。>

② インフルエンザ以外の感染症の場合

当園では、登園可能日は「登園許可申請書」に記入された「登園しても支障のない年月日」ではなく、【その日は休ませて、その翌日】からとさせていただきます。

4. 濃厚接触者について（今冬の季節風インフルエンザについて）

みなと幼稚園園医：山本先生、みやじま幼稚園園医：堀尾先生はお二人とも「季節風インフルエンザでは、特別、濃厚接触者について園から『出席停止』を出さなくてもよい。（咳・鼻水等の症状が出ていれば遠慮いただくが、）保護者たちの判断に任せればよいのでは……。」という見解ですので、それに従います。ただし、登園させる場合はマスクを着用させてください。

<学校保健安全法施行規則では、「第1種若しくは第2種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで」（インフルエンザ（鳥インフルエンザ《H5N1》を除く）は第2種です）となっています。>

5. 学級閉鎖の基準について

クラスの欠席者が2割を超えた場合、学級閉鎖の措置を講じます。

6. その他

「インフルエンザ罹患に伴う証明書」「登園許可証明書」は当園ホームページ下のバナー「様式ダウンロード」にあります。また、当園事務所にも用意がありますのでご利用ください。